

見直しの動向

【要綱案の取りまとめ】

平成24年8月1日、会社法制部会第24回会議において、「会社法制の見直しに関する要綱案」がとりまとめられた

部会には、商工会議所代表委員として伊藤雅人経済法規委員長(第1回～第10回は石井卓爾副会頭)が参画し、中小企業の立場から様々な意見を申し述べ、多くの意見が要綱案に反映された

【法務大臣への答申】

同年9月7日、法制審議会総会での審議・採決を経て、修正されることなく法務大臣へ答申された

【今後の取扱い】

平成25年11月に国会に法案提出、平成26年通常国会で成立見込み

見直しの経緯

平成18年5月 会社法施行

「商法第2編」「有限会社法」等の各規定を現代的な標記に改めた上で再編成し、新たな法典として会社法が創設

平成22年2月 法務大臣による諮問

会社法創設に際して対応が不十分であった論点等について、法務大臣から法制審議会に対し諮問が行われた

平成22年4月 法制審議会会社法制部会の設置、検討開始

・商工会議所代表委員として、石井副会頭(～第10回)、伊藤経済法規委員長(第11回～)が参画
・委員のサポートのため、「会社法制の見直しに関する検討会」(座長:大杉謙一 中央大学法科大学院教授)を設置

平成24年1月 「会社法制の見直しに関する中間試案」公表

平成24年2月～ 中間試案に対するパブコメを踏まえ、検討再開

平成24年8月 「会社法制の見直しに関する要綱案」とりまとめ

平成25年11月 会社法改正案、同整備法案が国会提出

法案の主な内容

第1部 企業統治の在り方

監査等委員会設置会社制度の創設

監査役会設置会社、指名委員会等設置会社(従前の委員会設置会社)に次ぐ三番目の種類の創設

社外役員の要件について※

親会社の役員等や、その企業の役員等の2親等以内の親族は、社外取締役および社外監査役になることができない

社外取締役について※

上場企業等、一定の種類の上場企業において、社外取締役がない場合「社外取締役をおくことが相当でない理由」を株主総会で説明する

(附則)

改正法の施行後2年経過時に、社外取締役の選任状況等を勘案し、社外取締役の義務付けを含む企業統治に係る制度の在り方について検討を行う

支配株主の異動を伴う募集株式の発行等

支配株主の異動を伴う募集株式の発行等について、総議決権の1/10以上の反対があった場合、株主総会の決議を必要とする

ライツイシューの見直し

新株予約権無償割当を用いた資金調達を容易にするため、期間の短縮を行う

第2部 親子会社に関する規律

多重代表訴訟制度※

親会社の株主が、子会社の取締役等に対し、株主代表訴訟を提起できる制度の創設

親会社による子会社株式等の譲渡

子会社株式の譲渡は、親会社にとっては実質的に事業譲渡であるとして、一定の場合に株主総会の特別決議を必要とする

キャッシュ・アウト制度の創設

総株主の議決権の9/10を保有する株主は、他の株主に対して保有株式の売渡しを請求できる制度の創設

株式の併合

株式の併合によって生ずる端数について、反対株主に公正な価格による買取請求権を認める

組織再編の差止請求

組織再編が法令または定款に違反する場合、不利益を受けるおそれがある消滅会社の株主は、当該組織再編をやめるよう請求できる

詐害的な会社分割の債権者保護

詐害的な会社分割が行われた場合に、分割会社の債権者に承継会社に対する履行請求を認める

法案の主な内容 第1部 「企業統治の在り方」

1. 社外取締役の設置について

(1) 法案の概要

監査役会設置会社（公開会社かつ大会社に限る）のうち、発行する株式について有価証券報告書を提出しなければならない株式会社は、社外取締役が存在しない場合に社外取締役を置くことが相当でない理由を株主総会で説明しなければならない

(2) 想定される中小企業への影響

規律の対象が上場企業に限定されていることから、非上場の中小企業は該当しない

対象となる企業は、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を株主総会で説明するか、社外取締役を選任する必要が生じる

(3) 商工会議所の意見

中間試案で提案されていた社外取締役の義務付けに対し、形式的な一律の義務化に反対する意見を述べており、その意見が要綱に反映された

(4) 部会における議論の経緯

コーポレートガバナンス強化のため社外取締役の義務付けを行いたい学識委員と、形式的な義務化はむしろコーポレートガバナンスの形骸化を招く恐れがあるとして義務付けに反対する経済界で意見が対立した

2. 社外役員の要件の厳格化について

(1) 法案の概要

①親会社や兄弟会社の取締役・監査役・従業員等は、子会社の社外取締役・社外監査役を兼務できない

②親会社の取締役や監査役、重要な使用人の2親等以内の親族は、子会社の社外取締役・社外監査役に就任できない

(2) 想定される中小企業への影響

①親会社の取締役や監査役、従業員等が子会社の社外取締役・社外監査役を兼務している場合には、新たな専任が必要となる

②社外役員として、取締役や監査役等の2親等以内の親族を選任している場合には、新たな専任が必要となる

※①・②とも、社外ではない通常の取締役・監査役への就任は可能

(3) 商工会議所の意見

形式的な基準を満たしていることは実質的、精神的な独立性を保証するものではないため、要件を厳格化する必要はない、少なくとも単なる親会社の従業員の2親等以内の親族は社外役員の要件とするべきではないと主張。また、「重要な取引先の関係者ではない」ことを要件とする提案もあったが、商工会議所の意見が反映され、要綱には盛り込まれなかった

(4) 部会における議論の経緯

社外役員の独立性を強化したい学識委員と、社外役員の要件は形式ではなく実質で判断すべきという経済界の間で意見が対立した

法案の主な内容 第2部 「親子会社に関する規律」

3. 多重代表訴訟制度

(1) 法案の概要

親会社の株主が、子会社の取締役等の責任を追及する訴えを提起できる（右図参照）

但し、訴訟を提起できる子会社は、親会社が子会社の発行済み株式総数の100%を所持しており、その子会社の株式の帳簿価額が親会社の総資産の1/5を超えている場合に限られる。また、訴訟を提起できる株主は、親会社の株式の1/100以上の議決権を保有している者に限定される

(2) 想定される中小企業への影響

該当する企業は、親会社の株主から責任を追及する訴え提起される可能性が生じる

(3) 商工会議所の意見

多重代表訴訟制度を導入する必要はないと主張。最終的には導入が決定されたものの、訴訟を提起できるのは親会社の株式の1/100以上の議決権を有する株主に限定されるなど、商工会議所の意見が一部反映された

(4) 部会における議論の経緯

株主保護の強化のため、多重代表訴訟制度を導入したい学識委員と、導入する必要性について実態の議論が不十分であり、導入に反対する経済界の間で意見が対立した

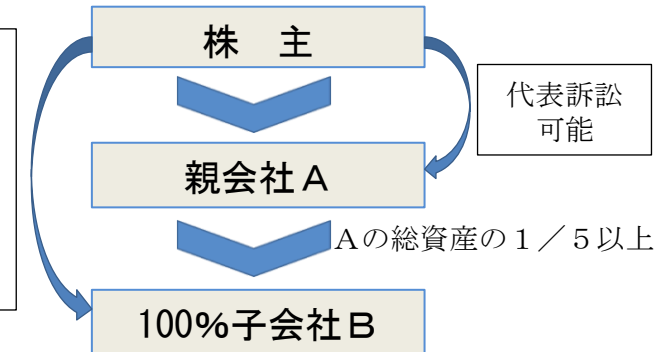
(イメージ図)

従 来：代表訴訟不可



要 綱：代表訴訟可能

※ただし、親会社株式の1/100以上の議決権を有する等の場合に限る



4. 子会社少数株主の保護

(1) 法案の概要

親子会社間の取引について、子会社の利益を害さないように留意した事項等を事業報告の内容とする

(2) 想定される中小企業への影響

親子会社間の取引について、事業報告の記載内容が増加する

(3) 商工会議所の意見

中間試案では、親子会社間の取引について、親会社は子会社に発生した不利益相当額を支払う義務を負う、この義務は株主代表訴訟の対象とするなど、非常に厳格な規定を設けることを提案されていたが、グループ経営の支障となるためこのような規定を設けるべきではないという商工会議所の主張が反映された